

申込書を作成する前に裏面に記載された注意事項及び作成の要領を必ず読んでください。

在外選挙人登録申請書

受付	受付番号	
	受付月日	
	受付者	(署名)

姓名 ¹⁾	ハンゲル		ローマ字 (大文字)	
パスポート番号		※ パスポート番号は左側から記載します。		
在外選挙人区分 ⁹⁾ (該当欄に☑チェック)	<input type="checkbox"/> 住民登録があった人	抹消された住民登録番号		
	<input type="checkbox"/> 住民登録がなかった人	生年月日		性別 (該当欄に☑チェック) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
父母の姓名 ³⁾	父の姓名		母の姓名	
	家族関係登録情報 ⁴⁾ (該当欄に☑チェック)	<input type="checkbox"/> 住民登録があった人	大韓民国最終住所地	(市.道) (区.市.郡) (邑.面) (大路.路.道)
連絡先 ※必ず点線の中に記載	<input type="checkbox"/> 住民登録がなかった人	登録基準地(本籍地)	(市.道) (区.市.郡) (邑.面) (大路.路.道)	
	電話番号 ⁵⁾ (自宅.職場等)	(国家番号)	(地域番号)	(電話番号)
	携帯電話番号 ⁵⁾			
イメール ⁶⁾ (E-mail)				
国外居所 ⁷⁾ (国外で郵便物を受け取ることができる場所) ※必ず点線の中に記載	居留国名		郵便番号	
	住所			<input type="checkbox"/> 公館を居所に申告する人 (☑チェックした後「住所」欄に公館名だけ記載) 投票予定公館 ⁸⁾
外国国籍保有有無 ※複数国籍者のみ記載	外国国籍を持っていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	国籍保有国家名			
	外国国籍取得事由	<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 入養 <input type="checkbox"/> 認知 <input type="checkbox"/> その他()		
本人は「国籍法」による大韓民国国民であることを確認し「公職選挙法」第218条の5に従い在外選挙人登録を申請し、選挙権などを確認するための家族関係登録情報、住民登録情報、受刑情報、パスポート情報などの個人の身上情報活用に同意します。				
年 月 日				
申請人 ⁹⁾ : (署名又は捺印)				
中央選挙管理委員会殿				

※ 留意事項

1. この申告書は機械で判読されるので折ったり裂くなど毀損しないように気を付けてください。
2. この申込書の記載事項に欄違いがある場合、申請者に不利益(在外選挙人名簿不登載、選挙情報受信不可等)が発生することがあるのですべての事項を正字で正確に記載してください。
3. 偽りの申告をした人または自分の意思によって申請したものと認められない人は投票に参加することができず、「公職選挙法」第247条によって処罰(3年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金)されることがあります。

※ 作成要領

1. 「**姓名**」欄にはパスポートに書かれている姓名(英文含む)をそのまま書かなければなりません。
☞ ただし、パスポートの姓名と家族関係登録簿(戸籍)上の姓名が異なる時は、家族関係登録簿(戸籍)上の姓名を書きません。
2. 「**在外選挙人区分**」欄には住民登録があった人は該当欄にチェック後「**抹消された住民登録番号**」を書かなければならず、住民登録がなかった人は該当欄にチェック後「**生年月日**」を書いて「**性別**」の該当欄にチェックをしなければなりません。
3. 「**父母の姓名**」欄には住民登録がなかった人に限り国籍・本人当否及び登録基準地(本籍地)の正確な確認のために家族関係登録簿(戸籍)上の「**父または母の姓名**」を必ず記入しなければなりません。
4. 「**家族関係登録情報**」欄には住民登録があった人(住民登録抹消者)は該当欄にチェック後「**大韓民国最終住所**」を書き、住民登録がなかった人は該当欄にチェック後家族関係登録簿(戸籍)上の「**登録基準地(本籍地)**」を書かなければなりません。
5. 「**電話番号**」と「**携帯電話番号**」欄には居留国で連絡が取れるように自宅・事務所などの電話番号(国番号-市外番号-電話番号)と携帯電話番号を書かなければなりません。
☞ 電話番号と携帯電話番号は在外選挙人要件確認、投票期間・場所などの案内、その他各種選挙情報提供に活用されるので外国の電話番号がない場合連絡可能な大韓国内電話番号を書くことができます。
6. 「**イーメール(E-mail)**」欄は中央選挙管理委員会が作成・発送する政党・候補者情報資料送付、選挙人名簿登載可否通知、異議申立結果案内、投票期間・場所・持参物など選挙関連各種情報・資料などの提供に活用されるのでこのような資料などの提供を受けるためには必ず記入しなければなりません。
7. 「**国外居所**」欄は居留国で郵便物を受け取ることができる場所をローマ字または英文大文字(現地語で共に記載可能)で必ず点線の中に正確に記入しなければなりません。
☞ ただし、職場・生業・引っ越し・住所不確定・居留国の郵便制度不備などの事由で国外で**郵便物を受け取りにくい人は公館を居所地にして届ける**ことができ、この場合チェック後「**住所**」欄に公館名のみを記入します。
8. 「**投票予定公館**」欄は在外投票期間中、実際に投票しようとする公館の名称を書きます。
9. 最後の「**申請者**」には必ず本人が姓名を書いて署名をするか捺印をしなければなりません。